

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第7回 2023年2月



徴収管理の強化、サービスの改善——2022年度個人所得税総合所得の確定申告に係る政策の公布

概要：

- 国家税務総局は、2023年2月2日付けて「2022年度個人所得税総合所得の確定申告手続に関する国家税務総局の公告」（以下「3号公告」）を制定・公布し、2022年度の個人所得税総合所得の確定申告に係る要件を明らかにした。

注目要点

3号公告は全体的に、国家税務総局による2019-2021年度の個人所得税総合所得の確定申告手続に関する基本的な枠組みと主旨を継承した上で¹、従来の規定に加えて、2つの課税控除項目を追加し、企業の株式インセンティブプランの届出要件を強調し、税務関連手続の更なる最適化に向けた新たな取組みをいくつか導入し、納税者により優れた税務関連サービスを提供する。

3号公告の要点は下記のとおりである。

- 新たに追加された2つの課税控除項目²
- 3歳以下の乳幼児の養育に係る個人所得税特別付加控除
- 個人年金

このうち、「個人年金」の課税控除項目は、インテリジェントなQRコード読み込み・申告サービスを導入した。納税者は個人所得税アプリを通じて年度納付証明書にあるQRコードを読み取ると、年間控除情報が生成され、自動的に申告される。

- 税務関連手続の予約期限の延長

¹ 注：詳細はKPMG「チャイナタックスアラート」[2020年1月第2回](#)、[2021年2月第4回](#)及び[2022年2月第5回](#)を参照すること。

² 注：詳細はKPMG「チャイナタックスアラート」[2022年4月第7回](#)及び[2022年11月第21回](#)を参照すること。

2022年の年度確定申告手続の予約期間は2023年3月1日から同月20日まであり、前年度に比べて5日間延長された。納税者は2月16日から個人所得税アプリを通じて上記期間を予約し、関連手続を行うことができる。3月21日から、納税者は年度確定申告手続を隨時行える。

- 優先還付サービス範囲の拡大
- 2022年度の収入が大幅に減少した納税者
- 高齢者扶養、子供扶養（3歳以下の乳幼児の養育に係る控除を申告した場合を含む）がある納税者、医療費の負担が大きい納税者
- 特定収入項目の届出要件の強調
- 株式インセンティブ（国内企業が国外企業の株式を対象として、従業員にインセンティブプランを実施する場合を含む）
- 職務上で得られた研究成果物の奨励金への転換

KPMGの所見

2022年度の確定申告は、総合と分類が平行する個人所得税制改革以来の4回目の確定申告である。過去3年間の個人所得税確定申告の状況を踏まえて、2022年度の確定申告は、新たに追加された控除項目の申告及び控除に加えて、税務関連サービスを更に改善し、一部の特定収入項目の届出要件を初めて強調した。企業及び個人納税者は、2022年度の確定申告において、以下の内容にご注意ください。

1. 企業は従業員の実状及び関連法規定の要件を踏まえて、2022年度の確定申告に係る内部管理プロセスの改善を図る必要がある。
 - 従業員が関連規定に従って2022年度の確定申告を適時に行うよう注意喚起する。従業員のうち非居住者がいて、かつ当該従業員が3月1日以前に出国する場合、当該従業員が出国する前に確定申告を完了できるよう最大限にサポートする。
 - 必要に応じて、従業員に対して確定申告に係る研修及び指導を提供し、従業員の2022年度の確定申告をサポートし、審査に備えるための確定申告資料を保管する。
 - 2023年1月に公布された「個人所得税税制優遇政策の継続実施に関する公告」で居住者個人の上場企業の株式インセンティブに対する分離課税優遇政策の適用期限を2023年12月31日まで延長すると公表された後³、3号公告でも企業の株式インセンティブプランの関連届出要件を強調した。確定申告では、分離課税の株式インセンティブは含まれないものの、税務機関は今後株式インセンティブに係る個人所得税の徴収管理に注目し、関連する届出及び提出書類の審査を強化するものと思われる。企業は、納税者の株式インセンティブに係る個人所得税を源泉徴収し、税制優遇政策を享受すると共に、今後強化される税務上の監督管理・調査に備えて、株式インセンティブプランの税務事項の届出を準備する必要がある。
2. 個人納税者は自身の状況に応じて、2023年6月30日までに2022年度の確定申告を完了させる（必要に応じて）。
 - 毎月の源泉徴収で適時に申告していない控除項目は、年度確定申告で控除を適用できる。2022年度に個人所得税繰延型商業養老保険に加入した納税者は、当該政策と個人年金税制優遇政策との連携を更に確認し、2022年度の確定申告で適宜調整できる。

³ 注：詳細はKPMG「チャイナタックスアラート」[2023年1月第5回](#)を参照すること。

- 確定申告を企業に委託して行う場合、納税者は2023年4月30日までに企業と書面又は電子メールなどの方法を通して確認し、2022年度に当該企業以外から取得した総合所得、関連控除項目、税制優遇の適用などに関する追加情報や資料を提出しなければならない。

税務関連事項の複雑性及び専門性を勘案し、企業及び個人の方々は、専門性の高いアドバイスやサポートを活用されるよう、何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。KPMGは、引き続き個人所得税に関する政策の変化を注視し、最新の動向を共有して参ります。

個人所得税についてご不明な点等がございましたら、何時でも下記までお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Mokuta Masakazu 垣田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198